

降雪時の通路等の整備事例について

(事例1)

新潟市都心部における歩道のロードヒーティング整備について…… 1

(事例2)

高岡市福岡駅前のバリアフリー整備について …………… 7

令和7年7月23日

北陸地方整備局 企画部 広域計画課

(事例1) 新潟市都心部における歩道のロードヒーティング整備について

概要

設置場所

- ・国道116号 新潟市中央区寄居町 ~ 新潟市中央区本町(榎谷小路)
- ・国道7号 新潟市中央区本町 ~ 東大通2丁目(榎谷小路・東大通)
- ・国道7号 新潟市中央区東大通2丁目 ~ 蒲原町(明石通)

整備内容

- ・歩道内に無散水融雪(ロードヒーティング)を整備

経緯

H12年度	交通バリアフリー法 施行
H13年度	新潟駅前地区交通バリアフリー検討委員会 発足
H14年度	新潟市交通バリアフリー基本構想 策定
H15年度~	ロードヒーティングを含む歩道整備工事を開始
H18年度	整備完了

(事例1) 新潟市都心部における歩道のロードヒーティング整備について

設置場所

ロードヒーティング設置範囲(約3km)

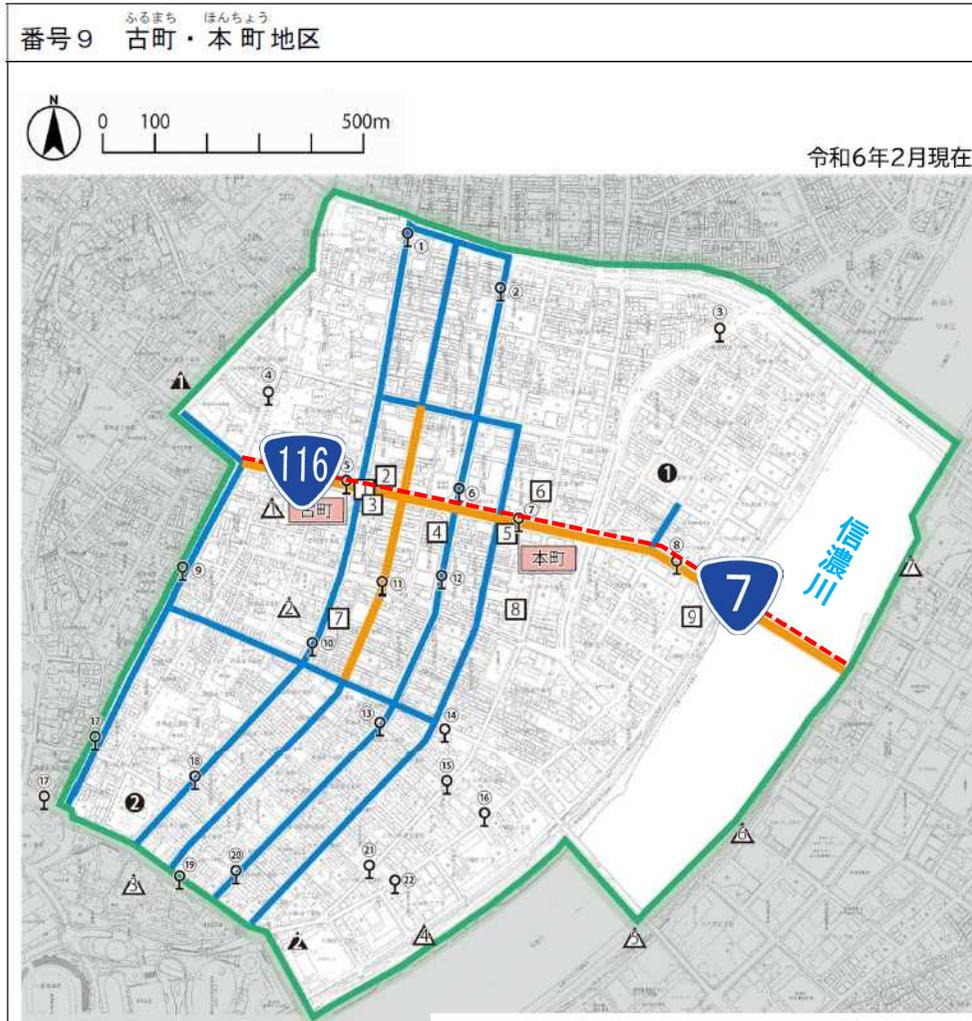


※破線区間は、交差点部等のたまり場のみ設置

(事例1) 新潟市都心部における歩道のロードヒーティング整備について

当該設置範囲は、新潟市移動等円滑化促進方針(R6.3策定)における生活関連経路に指定されている。

----- ロードヒーティング設置範囲



生活関連経路: 旅客施設からの導線だけではなく、旅客施設以外の施設間の移動のしやすさを高める経路

凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	その他の経路
	旅客施設

凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	福祉施設
	学校
	公園・緑地
	複数施設

(事例1) 新潟市都心部における歩道のロードヒーティング整備について

整備内容

- ・歩道内に無散水融雪(ロードヒーティング)を整備。
- ・本事例では、電熱線によるロードヒーティングを採用しており、コンクリート版の中に配線した電熱線により、路面が温められて融雪できる。
- ・電熱線は、径が小さいため舗装厚が薄くできるメリットがある反面、ランニングコストが高くなるデメリットがある。



写真 コンクリート版設置状況

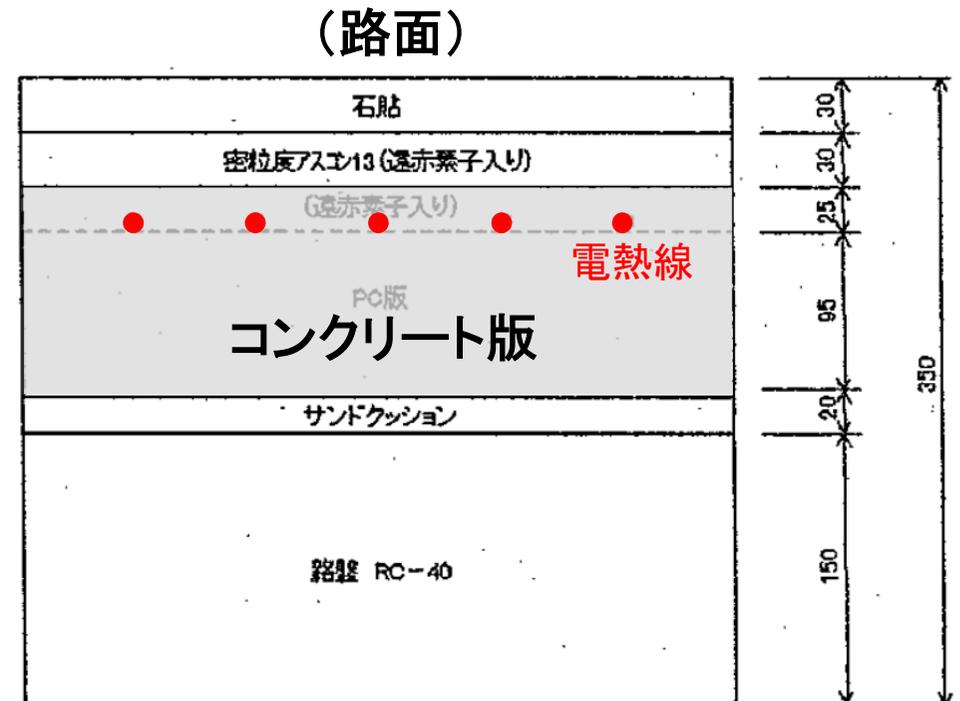


図 舗装断面構造

(事例1) 新潟市都心部における歩道のロードヒーティング整備について

整備効果



東大通 融雪状況



東大通 融雪状況

(事例1) 新潟市都心部における歩道のロードヒーティング整備について

整備効果



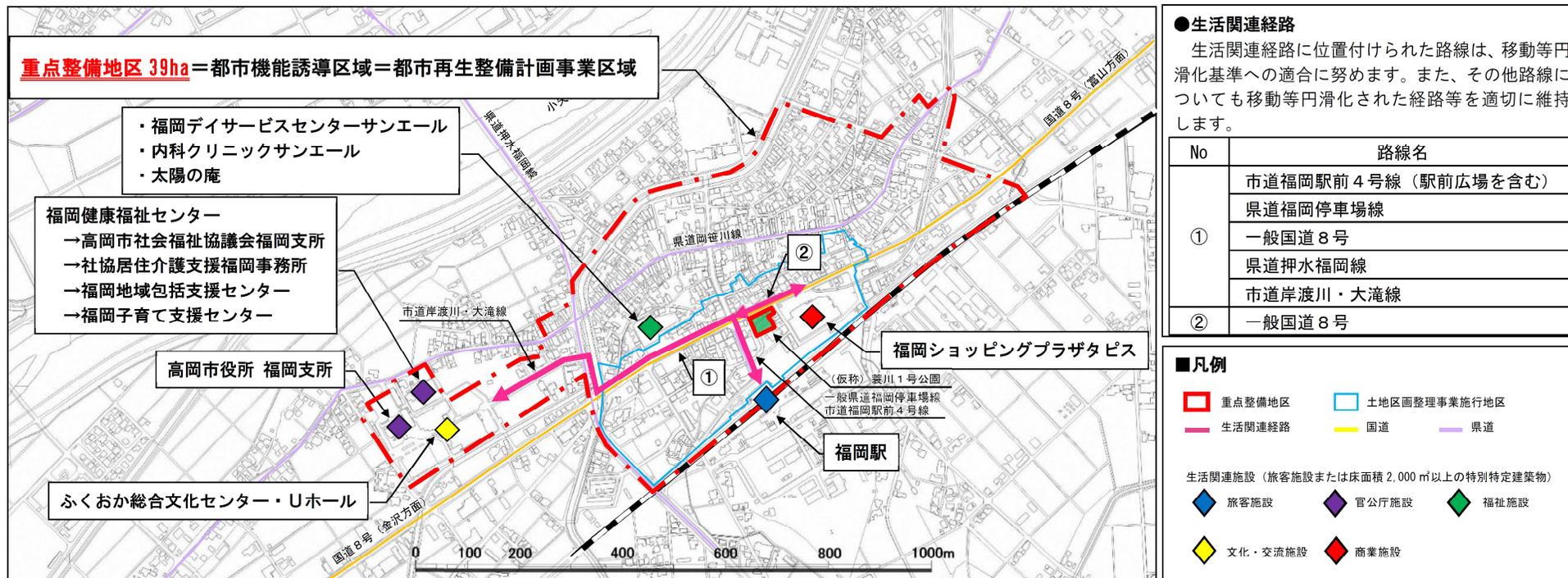
萬代橋 融雪状況



明石通 融雪状況

(事例2) 高岡市福岡駅前バリフリー整備について

福岡駅前地区移動等円滑化基本構想【概要版】(令和4年3月策定)



7 移動等円滑化のために実施する特定事業について

【公共交通特定事業】

●福岡駅

- 改札(下りホーム)と上りホームを結ぶエレベーターの設置



福岡駅(上りホームから駅舎を望む)

【都市公園特定事業】

●(仮称) 養川1号公園

- 公園の新設

【道路特定事業】

●市道福岡駅前4号線(生活関連経路 No.①)

- 移動の連続性、安全性、快適性を確保した駅前広場の整備
- 駅舎との段差解消や歩道のフラット化
- 視覚障がい者誘導用ブロックの整備

●一般国道8号(生活関連経路 No.①、No.②)

- 歩道及び交差点の隅切りの拡幅
- 歩道のフラット化
- 視覚障がい者誘導用ブロックの整備



福岡駅前広場イメージ



一般国道8号(富山方面を望む)

【教育特定事業】

●全市民

- 出前講座による障がい者理解促進及び啓発活動の推進(「心のバリアフリー」の用語認知度の向上や「ヘルプマーク」の認知向上など)

●小学生

- バリアフリーに関する啓発パンフレットの作成

「心のバリアフリー」

- 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

「ヘルプマーク」

- 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人が着用することにより周囲に支援を必要としていることを知らせるマークのこと。



(事例2) 高岡市福岡駅前へのバリアフリー整備について

【福岡駅前広場全景】



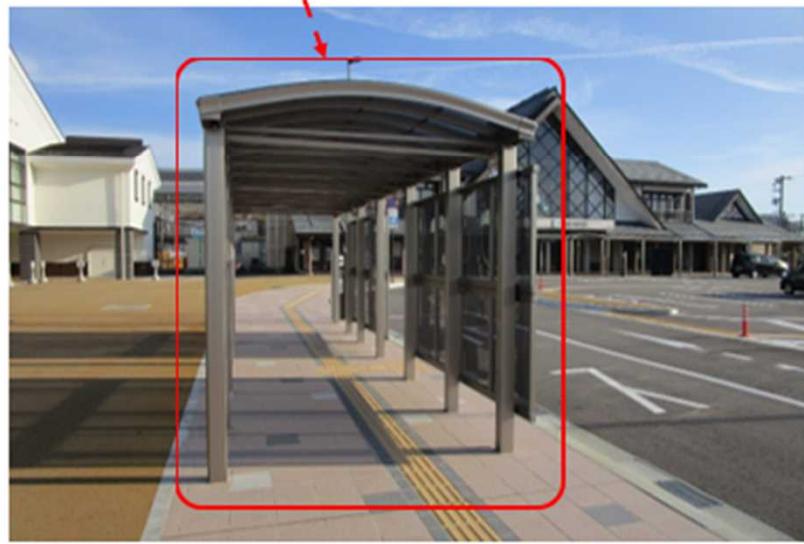
【歩道、車道】歩道：無散水融雪、車道：散水消雪



【福岡駅前】駅舎と駅前広場との段差解消



【バス停】シェルター、風除け用側面パネル、点字ブロック



【国の支援】

- ・福岡駅前土地区画整理事業
- ・都市構造再編集中支援事業((福岡中央地区第3期))

(写真) 令和5年12月撮影

(参考) 国の支援制度 (自治体ご担当者様へのご案内)

- ・国において、駅周辺の整備も含め様々な事業の支援をしております。
- ・北陸地方整備局建政部 都市・住宅整備課までお気軽にお問い合わせください。
(電話番号:025-280-8755)

(支援制度の例)

都市構造再編集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1/2(都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、45%(居住誘導区域内等) ※基幹事業「こどもんなかまちづくり事業」の国費率：1/2

対象事業

<市町村、市町村都市再生協議会>

○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。
※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設(地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等)、都市機能誘導区域内の誘導施設※・広域連携誘導施設(医療、社会福祉、教育文化施設等)、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもんなかまちづくり事業、暑熱対策事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(提案に基づく事業)

【居住誘導促進事業】

住居移転支援、元地の適正管理等

<民間事業者等>、<都道府県等(複数市町村が広域的な立地適正化の方針等を定めた場合に限る。)>

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設・広域連携誘導施設の整備

ー民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額(補助対象事業費の2/3)に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。

※誘導施設については、三大都市圏の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」

※大規模災害復興法に規定する特定大規模災害等を受けて復興計画等を作成し、かつ、立地適正化計画を有さない市町村において①復興計画等に都市機能や居住の立地・誘導に関する方針を記載、②一定の期間内に立地適正化計画の作成に着手・完成することが確実であり、当該区域として定めることが確実である区域を含む。

○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点(都市計画区域外、都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分)※」

※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。

○その他、以下の地区においても実施可能

- ・立地適正化計画に基づき誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
- ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
- ・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
- ・居住誘導区域面積が市街化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

ただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第1号に基づき条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外。

市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域・居住誘導区域等を設定



まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づけ

市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集中支援事業による支援

